

議会運営委員会

令和5年7月20日
委員会室

1 開 会

2 協議事項

- (1) 第97回9月定例会の日程等について
- (2) 第96回6月定例会の反省等について
- (3) その他
会議時刻について

3 その他

- (1) 議員名簿のホームページ掲載事項について
- (2) 夏季休業期間中の会議室の開放について（6/23 Zoho掲載済）
- (3) 議員研修について
 - ア 総合計画について
 - イ 生成AIの活用等について
 - ウ コンプライアンスについて
 - エ 子供のゲーム依存等

第97回西脇市議会 9月定例会の日程等について

記

1 招集予定日と主な議案

(1) 招集予定日

令和5年9月4日(月) 午前10時

(2) 提出予定の主な議案

ア 補正予算(令和5年度一般会計ほか)

イ 歳入歳出決算(令和4年度一般会計ほか)

2 日程及び会期等

(1) 日程

8月28日(月) 午前9時30分から 議会運営委員会

31日(木) 午前9時30分から 議案説明会

9月4日(月) 午前9時30分から 議員協議会

午前10時00分から 本会議(第1日)

(本会議終了後、資料請求調整会)

5日(火) 正午 議案質疑通告締切

決算審査意見書に対する質疑締切

8日(金) 午前10時00分から 本会議(第2日)

(本会議終了後、決算審査意見書に対する質疑応答)

(上記終了後、決算特別委員会質疑調整会)

11日(月) 午前9時30分から 総務産業常任委員会

12日(火) 午前9時30分から 文教民生常任委員会

13日(水) 午前9時30分から 予算常任委員会

終了後 決算特別委員会

14日(木) 午前9時30分から 決算特別委員会

15日(金) 午前9時30分から 決算特別委員会

19日(火) 委員会予備日

20日(水) 正午 一般質問通告締切

21日(木) 正午 討論通告締切

(一般質問の通告数等により、午後1時30分から議会運営委員会を開催)

26日(火) 午前9時30分から 議員協議会

午前10時00分から 本会議(第3日)

27日(水) 午前10時00分から 本会議(第4日)

28日(木) 予備日

29日(金) 午前9時30分から 議会運営委員会

(2) 会 期

9月4日（月）から9月28日（木）までの25日間

3 今後の日程について

7月20日（木）	午後1時30分から	多可町高校生議会見学
	午後7時30分から	議会報告会5班（黒田庄町岡）
22日（土）	午後7時00分から	議会報告会3班（嶋）
24日（月）	午後7時30分から	議会報告会5班（西脇中学校区PTA）
26日（水）	午後1時30分から	北はりま消防組合臨時会
28日（金）	～	北海へそ祭り（北海道富良野市） （～7/29）
	午後1時30分から	多可町高校生議会見学
31日（月）		特別セミナー（JIAM～8/1）
8月1日（火）	午後2時00分から	加古川中流域整備促進期成同盟会 及び国道427号・都市計画道路西脇上戸田線整備促進期成同盟会総会（多可町）
2日（水）	午前9時30分から	文教民生常任委員会
	午後2時00分から	埼玉県議会第一区議長会議長行政視察来訪（議会運営委員会）
4日（金）	午後7時30分から	議会報告会1班（西脇東中学校区PTA）
7日（月）	午後3時00分から	議会だよりモニター連絡会議
8日（火）	午前9時30分から	議員協議会 議員研修会（コンプライアンス）
10日（木）	午前9時30分から	総務産業常任委員会
17日（木）	午前9時30分から	多可町高校生議会見学
	午後2時00分から	北播磨ハイランド・ふるさと街道整備促進期成同盟会総会（加西市）
18日（金）	午前9時00分から	多可町高校生議会見学
21日（月）	午後7時30分から	議会報告会3班（黒田庄中学校区PTA）
23日（水）	午後1時00分から	文教民生常任委員会行政視察（広島県府中市）
24日（木）	午後3時00分から	腎友会面談
26日（土）	午後3時00分から	日本のへそ西脇夏まつり
	午後7時00分から	議会報告会4班（黒田庄町門柳）
28日（月）	午後3時40分から	徳島県議会行政視察来訪（みらいえ）

一般質問時資料の取り扱い及び配布について

(林 晴信)

【議員】

- | | |
|--|-------------|
| ①ファクトチェック等が必要なもの
資料に基づき理事者の見解等を問うもの | 通告時まで |
| ②紙コピーして配布が必要なもの | 質問日3日前の正午まで |
| ③データ配布のみのもの | 質問日2日前の正午まで |
| ④持ち込み(誰にも配布しない) | 質問当日9時まで |

【理事者】

- | | |
|-----------------|----------|
| ①議員への配布するもの | 質問日前日まで |
| ②持ち込み(誰にも配布しない) | 質問当日9時まで |

会議室の開放（学習用）実施要領

1 趣 旨

夏季休業期間中の学生等に対する自主学習スペースの提供と議会をより身近に感じてもらうことを目的に実施する会議室の開放について必要な事項を定めるものとする。

2 実施時期等

7月21日から8月31日まで（土日・祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（会議室の利用予定がない時間帯に限る。）

3 対象者

中学生以上の生徒、学生

4 実施場所

市議会 会議室（市庁舎西棟 228会議室）

5 定員

20人

6 利用ルール

- (1) 飲食は禁止（水分補給用のペットボトル等の持込み可）とする。
- (2) 私語や携帯電話の使用等、他の人に迷惑をかけること。
- (3) 貴重品の管理は各自で行うこと。（自己責任）
- (4) 椅子、机等の備品は丁寧に取扱うこと。
- (5) ゴミは各自で持ち帰ること。
- (6) 会議室以外の部屋へは入室しないこと。

7 周知方法

- (1) 防災行政無線
- (2) 市議会フェイスブックページ
（1週間の利用可能日とその前週にお知らせし、変更が生じた場合は、その都度更新する。）
- (3) みらいえ及びドウジアムの学習室、オリナスラウンジへの案内掲示
- (4) 議会だよりへの記事掲載

8 その他

- (1) 議員控室は施錠し、使用時のみ開錠する。
（控室の鍵は事務局内の出退勤表示板の隣に保管する。）
- (2) ロープパーティションを配置し、各諸室への立入りを制限する。
（議場は、扉を開けてパーティションを配置する。）